

(電子メール施行)
教体第1768号
令和5年3月22日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症兵庫県対処方針の変更に伴う
県立学校における対応等について

本日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が変更されました。

これから新年度を迎えるにあたって、マスク着用の考え方については、「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」（3月17日付け事務連絡）でお知らせしたとおりですが、別添「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」のとおり、引き続き学校における感染防止対策を実施しながら、県立学校の教育活動を進めていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

兵庫県では、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域となったことから、医療・検査体制、外出自粛、中小企業支援など多岐にわたる対策を取りまとめた対処方針（以下「本方針」という。）を策定し、新型コロナウイルス対策の全体像を県民に明らかにしながら、緊急事態措置等を実施した。

令和2年5月21日をもって緊急事態措置実施区域を解除された後も、患者発生状況や分析結果等を踏まえて本方針を順次改定し、対策を積み重ねてきた。

令和3年1月13日、特措法第32条第3項に基づき、再び緊急事態措置実施区域となったことから、本方針に基づき、緊急事態措置を実施してきた。

令和3年2月28日をもって本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、再び感染が拡大し、4月5日からまん延防止等重点措置を実施した。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、4月21日に政府へ緊急事態宣言の発出を要請し、4月23日、本県は特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされた。その後、緊急事態措置の実施により感染者は減少し、6月20日に緊急事態措置実施区域の指定は解除されたが、引き続き感染収束に向けた取組を行っていく必要があるため、6月21日からまん延防止等重点措置を実施した。

令和3年7月11日をもって、本県はまん延防止等重点措置実施区域から解除されたが、感染急拡大の懸念などから、7月28日に政府へのまん延防止等重点措置実施区域の指定を要請し、7月30日に指定されたことから、8月2日よりまん延防止等重点措置を実施した。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、8月17日、本県は特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされ、8月20日より緊急事態措置を実施した。

令和3年9月30日をもって本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、引き続き感染再拡大防止のための対策を実施した。しかし、令和3年12月30日にオミクロン株の市中感染が県内で初めて確認され、その後も感染の急拡大が止まらず、令和4年1月27日からまん延防止等重点措置を実施してきた。

令和4年3月21日をもって、本県はまん延防止等重点措置実施区域から解除されたが、引き続き感染再拡大防止のための対策を実施する。

なお、国においては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を決定し、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされた。

I 措置実施期間

緊急事態措置実施期間	令和2年4月7日～令和2年5月21日 令和3年1月14日～令和3年2月28日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年4月5日～令和3年4月24日
緊急事態措置実施期間	令和3年4月25日～令和3年6月20日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年6月21日～令和3年7月11日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年8月2日～令和3年8月19日
緊急事態措置実施期間	令和3年8月20日～令和3年9月30日
まん延防止等重点措置実施期間	令和4年1月27日～令和4年3月21日

II 措置等の内容

2 学校等

(1) 公立学校

【令和5年4月1日～】

[県立学校]

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」等基本的な感染対策を実施したうえで行う。
- 教職員や児童生徒の発熱等体調不良時には、出勤・登校させないことを徹底する。
- マスク着用の取扱い
〔基本的な考え方〕
 - ①児童生徒・教職員とも、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
 - ②マスクの着用が推奨される以下の場面においては、児童生徒や教職員も着用を推奨。
 - ・登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
 - ③基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることがないようにすること。児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導を行うこと。
 - ④学校教育活動の中で「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策（十分な換気の実施や大声での会話は控える等）を講じることが望ましい。
 - ⑤新型コロナに限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられること。（ただし、マスクの着用を強いることがないようにすること）
 - ⑥咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導すること。

【～令和5年3月31日】

令和5年2月13日付け改定の兵庫県対処方針内容を維持する。

(電子メール施行)
教体第1768号
令和5年3月22日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

新型コロナウイルス感染症兵庫県対処方針の変更に伴う
県立学校における対応について

本日、新型コロナウイルス感染症対策本部関係本部員会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が変更され、別添のとおり県立学校あてに通知しました。

つきましては、参照のうえ、引き続き感染防止対策を実施しながら、適切な学校運営を行うようお願いいたします。